

# 「西宮市 性の多様性に関する取組の方針（素案）」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

令和2（2020）年10月24日（土）から11月24日（火）まで実施した意見提出手続（パブリックコメント）について、34名から56件のご意見をいただきました。ご意見の概要とそれに対する市の考え方を報告します。

## 1. 意見募集結果概要

### （1）提出者について

#### ア. 意見提出方法

方法	人数
郵送	2
FAX	7
窓口提出	1
LINE	9
電子申請※	15
合計	34

※兵庫県電子申請共同運営システム

#### イ. 年代別

年代	人数
20歳代	2
30歳代	4
40歳代	4
50歳代	5
60歳代	5
70歳代	7
80歳代以上	1
未記入	6
合計	34

### （2）提出意見について

#### ア. 意見項目別

意見項目	件数
パートナーシップ	11
用語の定義	2
相談窓口	5
啓発事業	2
市職員向け	4
性別記載欄	2
教育分野	12
その他	18
合計	56

#### イ. 回答分類別

回答分類	説明	件数
①素案に記載済	意見内容は既に素案に盛り込まれているもの	15
②素案を修正	意見をもとに素案を修正するもの	4
③今後の参考、検討とする	素案は修正しないが、今後の参考（検討）とするもの	21
④素案のとおりとする	意見の反映や対応が困難。又は市の考え方と方向性が合致しないもの	5
⑤その他	感想、賛成、反対、その他のご意見等	11
	合計	56

## 2. ご意見の概要及び市の考え方について

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
1	パートナーシップ	婚姻とは異なる関係性の選択肢のひとつとして、性的マイノリティではないカップルでもパートナーシップ宣誓ができるようになると良い。	2	西宮市パートナーシップ宣誓証明制度（以下、パートナーシップ制度）は、性的マイノリティの方々への生きづらさに寄り添い、婚姻や事実婚の選択肢自体が無い方の選択肢を確保し、市の権限に属する行政サービスについても利用可能とすることで、制度的な差別の解消を目指す目的で導入するものです。また、異性間でも、一方が性的マイノリティであれば、婚姻及び事実婚を選択していない限り、パートナーシップ宣誓をすることができます。性的マイノリティではない方同士をパートナーシップ宣誓証明制度の対象とすることについては、今後の検討課題といたします。	③
2	パートナーシップ	是非、パートナーシップや相談窓口が出来て欲しいです。当事者が存在するという社会への啓発にもなる。パートナーシップを異性間でも宣言できるようになれば、マイノリティがカミングアウト必須にならないため、もっといいと思う。			
3	パートナーシップ	人権に関わる根本的な問題。婚姻関係を結ぶ権利がないことがそもそも問題。早急に導入してほしい。今後も先駆例を学び市独自でだれもが生きやすい西宮を作っていくことを望む。	2	パートナーシップ制度については、令和3（2021）年4月から導入いたします。本方針に掲げた取組に縛られることなく、社会情勢等の変化も見ながら、適時適切に取り組むよう努めてまいります。	④
4	パートナーシップ	パートナーシップ宣誓証明書の早期導入			

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
5	パートナーシップ	<p>パートナーシップ制度の創設について賛成。</p> <p>案であったように、市営住宅の入居など市民サービスに関わることで、同性愛者が排除されず、異性愛者と平等に扱われることを希望する。</p> <p>パートナーシップ制度は名目的なものよりは実質的なものにしてほしい。</p> <p>市営住宅の入居や健康保険などの控除枠の適用など、異性愛者のカップルが現在利用できる制度にできるだけ近づけるべき。</p>	3	市の権限で適用できる制度やサービス等については、可能な限り婚姻や事実婚を選択した方々と同様に適用できるよう各部署が連携しながら取り組んでまいります。	①
6	<p>◎パートナーシップ証明制度について</p> <p>可能な限り通常の婚姻と同じことができる制度設計をお願いします。</p>				
7	<p>「性の多様性」の取り組みを市民向けに発信されることを知り、より良い社会へ一歩近づくと嬉しく思う。社会が発達する中で、弱い立場を強いられる障がい者、シングルマザー、非正規で働く人々などに対しては、不十分ではあるけれど、国からの援助が行われている。今回のパートナーシップ宣誓証明は、西宮市が自ら取り組むことで、市がリーダーシップを取って、宣誓される方たちが自分らしく生きられることを選択できる。取組方針の「事実上の婚姻関係にある者」として、是非同様のサービスを受けられるよう努力していただきたい。</p>				

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
8	パートナーシップ	パートナーシップ制度については、制度を利用する方々の意見を聞きさらに改善していくことを望みます。	1	当事者の方々のご意見も伺いながら、パートナーシップ制度のあり方を検討してまいります。	③
9-1	パートナーシップ	<p>性的マイノリティの方々を包摂する多様な価値観を持つ市民社会づくりは、これからの変化し続ける生活環境への対応にとっては重要な取り組みである。「多様性」は柔軟かつ強く弾力ある市民社会には不可欠な要素。しかし、一方でLGBTQは個々人の性的指向性であり心と体の問題。我が国の婚姻制度の公的な仕組みが「同性では結婚できない」という前提では法的権利が担保されていないのが現状。その状況下でパートナーシップ制度に意味はあるのかと疑問を感じざるをえない。行政として性的マイノリティの方々への情緒的な「寄り添い」の意味は否定しない。また「勇気づけ」もあるかもしれない。</p> <p>が、市として今後の目指す方向までを明示しないと（例えばパートナー婚や事実婚への法整備に向けた活動・法律改正への取り組み活動等）単なるパフォーマンスでしかなく他市の追随でしかない。</p> <p>また、「事実婚」と「パートナーシップ婚」とでは法律的な観点から見て大きな違いはない。踏み込んだメッセージが大切。</p> <p><b>《次ページに続く》</b></p>	1	<p>同性婚等性的マイノリティ当事者の法的権利が認められていない現状において、性的マイノリティの方々の生きづらさに寄り添い、婚姻や事実婚の選択肢自体が無い方の選択肢を確保し、市の権限に属する行政サービスについても利用可能とすることで、制度的な差別の解消を目指す目的で導入したいと考えております。パートナーシップ制度の名称については「同性」と限定することで新たな制約を設ける可能性が危惧されるため、対象を広くとらえ「パートナーシップ」の表記のみといたします。</p> <p>また、国に対し、性的マイノリティ当事者の法的権利に関して整備を要望する機会があれば、活用したいと考えております。</p> <p>本方針に掲げた取組を着実に実行し、性の多様性が尊重されつつある社会の流れを止めることなく、加速させていくことが当面の本市の役割だと考えております。</p>	④

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
9-2		<p>確かに、「事実婚」は当事者の意思の結果であり「パートナーシップ婚」とは立ち位置は異なる。しかし、どちらも「法律的に制約」があり不利益を受けているという意味では同じです。「自己決定の原則」は公正な状況・環境下でこそ生きる言葉であり行為である。</p> <p>その意味で「性の多様性に関する取り組み方針」に中長期的な活動としての今後の目標の明示（例えば前述の法改正への取組等）は性的マイノリティの方々を「社会的な制約」からの解放のメッセージになると考える。最後に他市と同様な制度名称ではなく「同性パートナーシップ制度」と表記することでの性的マイノリティの方々への行政の積極的な取組の姿勢は更に踏み込むことになると思う。</p>		9-1にて回答済	—
10	パートナーシップ	<p>宣誓証とは別に、カードの発行もお願いいたします。NPO 法人QWR Cが作成している緊急連絡先カードというものがあります。財布に入れておき、災害や事故など緊急を要するときに自治体から認められた関係だと証明できる事は大きな救いになります。ぜひ西宮市発行とかかれた証明カードの発行のご検討をお願いいたします。</p>	1	宣誓証明書受領証については、カードタイプの発行も予定しております。	①

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
11	パートナーシップ	<p>(仮称) 西宮市パートナーシップ宣誓証明制度(案)は、だいたいにおいてよい案。「10.宣誓書受領証の返還の(2)宣誓者の一方が死亡したとき」について、これはない方がよい。</p> <p><b>【理由】</b>            パートナーシップ宣誓を行うお二人は、本当は結婚証明をしたい方が多数だと思う。今の日本ではそれは無理だから、宣誓書受領証で我慢されているのだと思う。相手が亡くなられたから必ず返さなくてはならないのは寂しいこと。「返還してもよい」というふうにしてほしい。</p>	1	死亡した場合につきましても、一旦「パートナーシップ宣誓書受領証の返還届」を提出していただき、制度上の関係が終了したことを市が確認いたします。ただし、宣誓者が「引き続き受領証を保管したい」というご希望がある場合は、返還した受領証に「パートナーシップ制度上は関係が終了し、他の制度等の証明に使用できない」ことが分かる目印等を付した上で、宣誓者は引き続き当該受領証を保持することができることとします。	②

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
12	用語の定義	<p>トランスジェンダーの説明について 「(仮称)西宮市パートナーシップ宣誓証明制度(案)」にある「用語の定義」,「(2)性的マイノリティ」でトランスジェンダーについて「自認する性別と身体的な性別が一致しない人」という表現は適切ではない。理由は、まず1つに「身体的な性別」というものも男性/女性に明確に区分できるものではないことがあるから。</p> <p>現在、日本において性別は出生時に医者から「割り当てられる」ことがほとんどです。そのときの判断基準は、外性器の形状だけ、というのがほとんどではないでしょうか?しかし、人の性別は外性器だけで決定するのでしょうか?</p> <p>このことを踏まえると、「身体的な性別」というのは適切ではない。「出生時に割り当てられた性別」の方がより正確。</p> <p>また、「一致しない」という否定形を用いるのは、ネガティブな表現。さらに、「自認する性別(=性自認)」というもの、一般的に使われることが多い表現だが、「自認」ではなく「アイデンティティ」。代案として「出生時に割り当てられた性別と異なるジェンダーアイデンティティを持つ人」という表現を提案する。</p>	1	<p>トランスジェンダーの定義について、ご指摘いただいた表現も含め、様々な表現を検討した結果、以下のとおり修正いたします。</p> <p>変更前:「自認する性別と身体的な性別が一致しない人」 ↓ 変更後:「出生時の性別とは異なる性別を生きる人もしくは生きたい人」</p>	②

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
13-1	用語の定義	<p>(おそらく) アセクシュアルの説明について</p> <p>「(仮称)西宮市パートナーシップ宣誓証明制度(案)」にある「用語の定義」, 「(2)性的マイノリティ」で「男女どちらにも恋愛感情を抱かない人」という一文は、おそらくアセクシュアルのことだと思うが、もしそうであるならば、別表現を用いた方がいい。</p> <p>アセクシュアルの説明として「他者に性的に惹かれない人」, 「他者に性的感情が向かない人」という表現を用いる方が良い。</p> <p>理由は、アセクシュアルは「恋愛感情」に関する指向(恋愛指向)ではなく、「性的感情」に関する指向(性的指向)を表した言葉である。</p> <p>恋愛感情と性的感情は「セット」のものではなく、切り離して考えられる概念であるから、他者に恋愛感情が向かない人はアセクシュアルではなく、アロマンティックとするのが適切。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者に対して恋愛感情は向くが、性的感情は向かない</li> <li>・他者に対して恋愛感情は向かないが、性的感情は向く</li> <li>・他者に対して恋愛感情, 性的感情どちらも向かない</li> </ul> <p>など、アロマンティック, アセクシュアルも多様であるという認識を持っていただきたい。</p> <p><b>【次ページに続く】</b></p>	1	<p>本市の性的マイノリティの定義は、LGBTのみならず多様な性的マイノリティも包括し、ご意見にあるような「多様なジェンダーアイデンティティ」に配慮する意図がありますので、ご指摘の「包括的な表現」を用いること、またアセクシュアルだけでなく、アロマンティックの方も性的マイノリティに含まれることも意識し、次のとおり修正いたします。</p> <p>変更前:「男女どちらにも恋愛感情を抱かない人」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>変更後:「恋愛感情や性的感情の一方またはその両方を抱かない人」</p>	②



No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
13-2		また、「男女どちらにも」という表現を使っているが、それだと男性/女性以外のジェンダーアイデンティティを持つ人たちのことを排除しているのではないかと。「他者に～」, 「どのような性別の人にも～」というような包括的な語を用いるべき。		前ページで回答済	
14	相談窓口	電話相談者の人選は実際にこの問題に関わっている人にやってほしい。または、そのような団体で研修を受けて、ちゃんと相談者に寄り添おうという心構えがある人にしてほしい。市役所の公務員で、仕事がまわってきたから、仕方なくやっている、ということがないようにしてほしい。	1	電話相談については、相談窓口の実績がある性的マイノリティ当事者の支援団体に依頼する予定としております。	①
15	相談窓口	明石のような専門相談員をおいてほしい。	1	現在のところ、専門職員を配置する予定はございません。施策の実施にあたっては、当事者のご意見もお聞きしながら取り組んでまいります。	④

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
16	相談窓口	<p>当事者を支える電話相談なども取り組まれるとのことですが、電話をかけやすい時間帯であることが大事。いのちの電話などもなかなかかかれないと聞く。思い切って電話したのに、なかなか繋がらないとか、開設時間が週一回お昼だけ、などなら、あまり意味がない。形だけ整えて如何にも対策しています。というのではなく、本当に意味のある事をLGBTの方々の立場になって考えていただきたい。</p> <p>西宮市から発信して日本全体に広がればいいなと思う。日本はこういう対策の後進国と聞く。大切な子供たちの命を守ってください。</p>	2	<p>電話相談については、本市に限らず阪神間ほぼすべての自治体で実施しており、市外在住の方もご利用いただけるところが多いです。</p> <p>本市の電話相談についても、相談者の居住地に関わらず、また近隣自治体と異なる日時に実施することで、性的マイノリティ当事者の相談機会の確保に努めてまいります。</p>	①
17		相談窓口は限定した曜日で、時間は広く。			
18	相談窓口	<p>電話以外の相談方法も実施してほしい。</p> <p>電話だと、周りに相談内容を聞かれずに相談できる環境を作ることが難しい人には相談しにくい。</p> <p>最近では、SNSを用いて無料相談を行っている機関が徐々に増えてきている。</p> <p>オンライン教育やオンライン手続きも拡大してきている中なので、既にSNSでの相談を行っている機関などと連携を持って、こどもから大人まで、あらゆる環境にいる人が気軽にオンライン相談できるような仕組みを構築していただきたい。</p>	1	<p>電話という方法のみに絞ることにより、相談しづらい状況が発生する場合があります。しかし、他の相談方法を実施するにあたっては、SNSやメール等による相談スキルがあり、かつ性の多様性やジェンダーの知識、相談経験のある人材確保が必要です。また、実施方法や経費、他の性の多様性の施策に要する経費等様々な課題を比較衡量する必要があることから、今後の検討課題といたします。</p>	③

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
19	講演等啓発事業	取り組みに掲げていらっしゃる研修、講演会などの啓発には力を入れていただきたい。特に、これから母親、父親になるプレパパママたちに、産まれてくる子どもがもしかしたらLGBTかもしれないよという話を母親学級などで教えていただきたい。当事者のまわりの家族の理解が彼等を支えることになる。だから、親になる人たちが知っておくべきだと思う。	1	ご指摘のとおり、親世代に向けての啓発や情報発信は必要だと考えております。啓発の方法としては、両親学級など様々な方法がありますが、できるだけ多くの市民が「性の多様性」に関する情報に触れられるよう、啓発機会の提供に努めてまいります。	③
20	講演等啓発事業	市の事業所の管理者に対して、研修・指導をする	1	市内の企業向けの啓発や情報発信についても検討してまいります。	①
21	市職員向けの取組	性の多様性について認知度が高まっていることに社会の発展を感性的問題は外から判ることではないだけに、すべての人の理解と認識を改めることが求められる。全ての人の人権問題として差別される人、虐げられる人をなくす学びが必要。市庁舎の中でも学びの機会を増やし、机上の空論にならないことを求める。古くからの慣習を見直すことを家庭、家族からはじめることで性の二分化を考え直す機会になる。	1	本方針にも示すとおり、市職員向けには研修等を通じて、性の多様性に関する知識や人権意識の向上を目指してまいります。	①
22	市職員向けの取組	4(2)の人権教育・人権啓発事業について市職員のみではなく、教職員や管理職にむけて性の多様性についての啓発は早急に進めていただきたい。	1	市の一般職員のみではなく、管理職や教員向けの研修については、不定期に実施してまいりましたが、今後は定期的を実施してまいります。	①

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
23	市職員向けの取組	西宮市が LGBT の方々に対する取り組みを進めていることに対し、市民の一人として素晴らしいことだと誇りを感じる。ある事がきっかけで私は LGBT の方々と知り合い、LGBT に関して勉強した。小さい頃からずっと自分の気持ちを押しさえて生きている彼等彼女達には基本的な人権があるのだろうか?と思った。我慢する事ばかりの毎日に将来が見えず命を絶つ人もいと聞く。何も悪いことをしていない、ただ生まれてきただけなのに、何故彼等の人権は守られていないのか?私も勉強するまで、LGBT に関して多くの誤解があり、ただのちょっと変わった人達・・・みたいな軽い感覚も正直あった。知識を得て、彼等の苦しみを知った。だからまず、市職員、市民皆が知識を得ることが大事だと思う。	1	市職員向けの研修や市民向けの啓発講座等は、これまで以上に注力して実施していきたいと考えております。また、ご意見のとおり様々な機会を捉え、性的マイノリティに関する知識等を啓発していくよう努めてまいります。	①
24	市職員向けの取組	市民だけでなく、まずは市役所に勤める方の中に LGBTQ やその家族がいて、カミングアウトしなくても安心して勤められる環境づくりへの配慮をお願いします。	1	まずは市職員向けに「性の多様性」に関する研修を継続的に実施し、職員間でも差別や排除が行われないよう職場環境の整備に努めてまいります。	③
25	性別記載欄	トランスジェンダーの人のために、西宮市で発行している書類の性別記載欄を再考してはどうか。 性別が直接関係のない印鑑証明書にまで、性別が要求されてしまっているのは、変更の余地がある。	2	性別記載欄については、方針素案 4.具体的な取組「当事者への配慮の検討」の中で、必要性を精査し、廃止や記載方法の見直し等を検討してまいります。また、市内の企業に対しても啓発に努めてまいります。	①

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
26	性別記載欄	◎履歴書の性別の記載について 履歴書に性別を書く必要性はありません。 性別によって判断されるべきことではないからです。 西宮市内の企業に対して履歴書に性別を記載させない通達をぜひお願いします。		NO.25にて回答済。	
27	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関すること	性の多様性に関する取り組みとして、子どもから大人まで必ずしも性別を強調するの必要性を感じない。 昨今の子ども達の名簿が男女混合であることや、家庭科、技術科を男女共に学んでいることも素晴らしい。 ただ、なぜ未だに公立校では、制服で男女差を強調するのか？性自認に関わらず好きな服を着ても良いので有れば、あえてカミングアウトすることもなく、自然に好きな服を着させてやることができれば、性自認がなんであれ自分らしく生きられるのではないか。昨今の子ども達は大人に比べてはるかに性の多様性を受け入れている。 制服を着てもいいし、自由な服を着てもいいとしても良いのではないか。	3	西宮市立中学校の標準服（制服）は、各学校において、教育連携協議会、PTA、生徒会等と協議・検討して決定しております。  西宮市立高等学校では、男女ともに制服を導入しております。現在、生徒・保護者からの要望や、不安を訴える事案は生じておりません。しかしながら、多様な性に配慮し、生徒の心の負担をやわらげ、安心して、学校生活を送ってもらえるよう、制服のあり方について検討してまいります。	③
28		制服のある学校においては女性はスカート、男性はズボンという決まりは撤廃すべき。 <b>【次ページに続く】</b>			

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
29		中学校・高校の制服のことだが、「女子はスカート」と一律に決めないで、ズボンでもいいようにしてあげてほしい。冬は母体保護の観点からもズボンの方が良いし、自転車に乗る場合も安全。これなら性的指向が異なる生徒も違和感なく暮らせると思う。		前ページで回答済	
30	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関する こと	学校などで一般参加者と一緒に当事者の話を聴く機会があればいい。いろいろな性的マイノリティがいることを全ての人に知ってほしい。	1	男女共同参画センターなど様々なところで性的マイノリティ当事者の方々の話を聴く機会を設けることができるよう努めてまいります。 また、各学校でも、教職員向けの研修や児童生徒への講演として、当事者の方々の話を聴く機会を設けるよう、各学校に啓発してまいります。	③
31	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関する こと	具体的な取組(2)5 学校教育における取組への支援について LGBT だけの言及は自己の性に違和感を感じている人に対してリスクが考えられる。個人の性がまだ確立していない思春期において、LGBT の特別視はしない方が良いと思う。また、LGBT のみの言及ではシスジェンダーの人が当事者意識を持つことができないため、SOGI(性的指向と性自認)の概念を取り入れるべきである。 教育の場での影響は良くも悪くも大きいいため、性のタブー視をなくし、正しい知識を身につける機会になることを期待する。	1	学校教育においては、様々な人権課題について児童・生徒の発達段階に応じて、各教科・各領域を通じて正しい理解を深め、差別を許さない人権感覚を育むように取組を進めています。性的マイノリティに関する課題など性の多様性についても、様々な機会を通じて学ぶ学習活動のあり方について、教育委員会から指導してまいります。また、教員向けの研修等についても検討してまいります。	③

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
32	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関する こと	取組には賛成いたします。 具体的な取組（１）支援事業、その他当事者への配慮については、特に中学生への配慮を検討して欲しい。制服、トイレ、更衣室、体育の授業は男女別にせず、混合でして欲しい。	1	学校におけるトイレ及び更衣室、体育の授業について、性別分けを完全に無くすことは考えておりません。また、学校における当事者への配慮については、該当の児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進めますが、適切に対応できるよう各校と連携を図ってまいります。 なお、誰もが使える多目的トイレについては、校舎を改築する際に設置するとともに、スペースがあればトイレの全面改修を行う際にも設置するなど、整備に努めてまいります。	③
33	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関する こと	誰でもトイレや、中学生女子の制服のズボン等もすぐに取り組まれるように働きかけていただきたいと思えます。	1	学校における誰もが使える多目的トイレについては、校舎を改築する際に設置するとともに、スペースがあればトイレの全面改修を行う際にも設置するなど、整備に努めてまいります。  西宮市立中学校の標準服（制服）は、各学校において、教育連携協議会、PTA、生徒会等と協議・検討して決定しております。	③

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
34	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関する こと	◎性教育について 性の多様性についても義務教育でしっかり教えて下さい。 多感な時期に性に関することを教えることは困難であることはわかります。 しかし、直視することが難しいからと言って目をそむけて良いわけではありません。 今までの性教育も見直し、多様性に関してもしっかり教育をお願いします。	1	男女共同参画センターなど様々なところで性の多様性や性教育の啓発機会を設けることができるよう努めてまいります。  また、学校教育においても、保健体育科における性教育だけでなく、道徳科等の教科・領域で、発達段階に応じて適切に学べるよう、教育委員会から指導してまいります。	③
35	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関する こと	◎幼少期の性問題について 男性にも女性にも当てはまらず苦しんでいる子どもたちはたくさんいます。 大人であれば乗り越えられることであっても子どもには辛い現実であり、親にも先生にも誰にも相談出来ず苦しんでいる子どもたちはきっとたくさんいます。 こういった問題を解決していくためには環境を整えていくことが必要です。 まずトイレに関しては男女両方が使えるトイレの設置が必要かと思います。	1	公共施設の「男女両方が使えるトイレ」の設置については、各施設の改修のタイミング等を利用し、多機能化に努めているところです。各公共施設の所管部署に対して、必要性の啓発に努めてまいります。また、学校における誰もが使える多目的トイレについては、校舎を改築する際に設置するとともに、スペースがあればトイレの全面改修を行う際にも設置するなど、整備に努めてまいります。	③



No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
36	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関すること	性に関することについて子どもたちが相談しやすい環境を整えてほしい。 きっとそれは親でも先生でもない第三者。例えばスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが適任。	1	R3(2021)年4月より性的マイノリティの電話相談窓口を開設予定としております。この相談窓口は当事者だけでなく、学校関係者からの相談等も受付予定としております。ケースに応じて連携に努めてまいります。 各校に配置しておりますスクールカウンセラーは「心の専門家」として子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めるための研修等も行っております。今後も、性的マイノリティを含めた精神的なストレスを抱えている児童生徒の心の理解やケアに努めてまいります。 また、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家であるスクールソーシャルワーカーが対応することで、より充実した相談体制や支援体制の確立を図ってまいります。	③

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
37	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関する こと	<p>とても良い案だと思う。他の自治体でも同じような取り組みがなされており西宮市も避けては通れない。</p> <p>個人的な希望としては性の多様性や性教育に力を入れて欲しい。保育園や幼稚園などに通う小さいお子さんにも自分と他者の違いを認識することや自分自身を大切に思うことなど平易な内容で徐々に年齢に合わせて発展した教育が必要。</p> <p>昨今 LGBTQ にまつわる話題が取り上げられることも多く、あからさまに差別的な言動に遭遇する事は減っている。しかしまだ理解が不十分なことも多く無意識のうちに失礼な発言をしてしまったりしていることもあるかもしれない。性的マイノリティの方もそうでない方も多様な価値観のうちの一部として学校や会社、公共施設等でお互いさりげない配慮が出来るような啓発活動が広がれば良いと思う。</p> <p>西宮市には先進的な取り組みを期待したい。</p>	1	<p>幼少期からの教育については、学校等との連携や、親と一緒に聴講するなど様々な方法が必要だと考えています。本方針に基づき、啓発の機会を多く提供できるよう努めてまいります。</p>	①
38	学校教育、社会教育、家庭教育など教育分野に関する こと	<p>教育、マイノリティに関する教育は幼少期から必要。良い絵本とかも出ている。</p>	1	<p>できるだけ多くの市民が触れられるよう様々な啓発機会の提供に努めてまいります。多岐に渡る絵本が出版されておりますので、啓発事業で紹介するなど活用してまいります。</p>	①

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
39	その他ご意見等	自分の責任でもないのに、世の中からいない者とされ、生きづらさを感じて来た人たちに、最初の一步としてパートナーシップ宣誓証明を市が発行するのはとても良いことである。人はそれぞれにかけがえのない存在として扱われてこそ、社会の一員として活躍できるはず。ぜひ、さまざまな多様性への取り組みの一里塚として、性の多様性にも取り組んでほしい。	1	性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して、本方針に基づき、支援事業や啓発事業など施策に取り組んでまいります。	⑤
40	その他ご意見等	当事者以外への啓蒙活動や制度の充実も大切だが、マイノリティの方の人権や個人情報を守られる環境もあれば良い。	1	性的マイノリティの方々の人権が尊重され、個人情報が守られるとともに、アウティングをはじめとする個人情報の暴露・漏洩にも細心の注意を払い、取り組んでまいります。	③

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
41	その他ご意見等	<p>10月24日のリモート講座に参加し、西宮市が行おうとしている方針に賛同しようと思う。</p> <p>小さい頃から擦り込まれてきた人の考えというものは、そう簡単には変えることは出来ない。しかし、西宮市が取り組むからには、ゆっくりじっくり粘り強くこの方針を継続し、ぜひ改革して欲しい。</p> <p>自身の経験では、小学校低学年の頃は、LGBTの大人に会っても違和感なく接していた。ただ、周りの大人が、LGBTの方と接することを阻んでいた。子どもながらも、なぜだろうと悲しい気持ちになったことを覚えている。</p> <p>とは言え、何をすることもなく今まで生きてきましたが、今回、リモート講座に参加し、杉山さんのお話を伺うにあたり、今度は何か協力出来ればと思い、意見を提出。</p> <p>子どもは学校でLGBTを何年か前から学んでいて、我が家でも話すことがある。</p> <p>我が家では、西宮市だけではなく世の中に、もっともっと自由な空気が流れ、誰もが生きやすい社会になることを願っている。</p>	1	男女共同参画推進課市民企画講座のご参加ありがとうございました。性的指向及び性自認に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、本方針に示す取組を着実に実行してまいります。	⑤

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
42	その他ご意見等	「西宮市性の多様性に関する取組の方針」に賛成。パートナーシップ宣誓証明制度が、同性婚への過渡的的制度となり、人口の10%近くを占めるにもかかわらずこれまで公的制度から除外されてきた性的マイノリティの権利の回復及び可視化、性的マイノリティへの差別の解消に寄与する、実効性のあるものとなることを切に願う。	1	性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して、本方針に基づき、支援事業や啓発事業など施策に取り組んでまいります。	⑤
43	その他ご意見等	性別自体に固執して、その人の人間性に目を向けにくい社会になってはいけない。同性や異性は、それぞれの個性として尊重されるべきであり、個人の悩みにすること事態おかしなことである。どの人種に生まれようが、目や肌の色が、違っていても同じ人間同士なのだと考える、性というものもまた、同じではないか。男女の中の心の性があることを、認めるべき時に来ているのではないか？！	1	性的指向及び性自認も含めて、一人ひとりの人権を尊重することは、社会的な課題であると認識しております。市として人権を尊重する社会づくりを目指して取り組んでまいります。	⑤

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
44	その他ご意見等	<p>アセクシュアルの方への方策として、独身でも困らない社会保障制度の構築も大切である。</p> <p>日本の介護・医療の分野では世帯が中心的な単位になっていますし、世帯には複数の成人がいるという過程が多すぎる。</p> <p>単身向けの市営住宅や保証人の要らない高齢者施設など、単身者向けの施策の充実は、アセクシュアルの人たちへの平等を担保すると考える。</p> <p>結婚しても結婚しなくても安心して生きていける西宮市になるよう、一層の取り組みをお願いする。</p>	1	当然のことながら、単身者も社会の一員であることから、そうした選択をした方についても取り残されることのないよう、市の権限に属する範囲については検討課題といたします。	③
45	その他ご意見等	<p>多様性に関する取り組みの方針に賛成します。</p> <p>性の問題は人それぞれ、みんなが自由に自分の性を否定されない社会が望まれていると思います。</p> <p>好きな人同士と一緒に楽しく暮らし、社会が、行政がそれを支える。</p> <p>とてもいい方針だと思います。</p> <p>またパートナーシップ宣誓証明制度、是非実現してください。</p>	1	性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して、本方針に基づき、支援事業や啓発事業など施策に取り組んでまいります。	⑤

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
46-1	その他ご意見等	<p>同性愛や、男の女装や、女が男装する事などが、話題に上るようになったのは日本の経済復興に伴い「今や日本の戦後は終わった」とモーレツ社員などの言葉が流行する頃からだと思う。</p> <p>私たちの年代もオー！モーレツの言葉に振り回され、毎日帰宅するのが深夜は普通で、精神的にも肉体的にも疲労困憊の域に達していたのも事実。</p> <p>自堕落なアメリカ社会の裏側が本物の自由社会と考える人々が増殖し、若者たちはコカインやヒロポンそして現代のドラッグ麻薬に発展し、そうしたものや社会、そして人間関係などが複雑に入り交じった社会からも派生してきたと思う。《次ページに続く》</p>	1	<p>大変なご辛労がおりになったことと拝察いたします。</p> <p>西宮市には、価値観も個性も異なる多様な人々が居住しており、一人ひとりに人権が存在します。性的指向及び性自認についても同様に全員に等しく人権が存在します。</p> <p>今回、パートナーシップ宣誓証明制度を創設する理由としましては、性的マイノリティの方々の生きづらさに寄り添い、婚姻や事実婚の選択肢自体が無い方の選択肢を確保し、市の権限に属する行政サービスについても利用可能とすることで、制度的な差別の解消を目指す目的で導入するものです。</p>	④

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
46-2		<p>◆同性愛などは社会が落ち着き、宝塚の少女歌劇が人気を博し、こうした興業から憧れが大きくなって発展してきたとも云い得る。</p> <p>◆社会の秩序である、「〇〇はこうあるべきだ」の一般的な思考が狂い始め、何事にも見方が崩れ始めたのも一因ですが、結婚観に於いても夫婦別姓などの主張がはびこり、同性婚、同性居住も「市民権を得ようとする活動も大きく」なり、自治体なども今回のようなパブリックコメントを發さざるを得なくなったものと思う。</p> <p>◆昔からの日本国内で続けられてきた秩序の維持は重要で、決してLGBTやマイノリティなど命名されようとも間違った認識からのものであり、少なくとも西宮市ではこうした事態を認めないように、手続きに書類を提出されても、受付を拒絶するように施政して頂きたい。</p>		NO.46-1 で回答済	
47	その他ご意見等	多様性の中で自由に生きるべき。	1	ご意見ありがとうございました。	⑤
48	その他ご意見等	男も女も同等に住みやすく、差別のない西宮を！	1	ご意見ありがとうございました。	⑤



No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
49	その他ご意見等	<p>遅きに失した感はあるが、パートナーシップ宣誓証明制度を創設する方針を支持する。</p> <p>西宮市市議会においても、近隣市に習い同制度の創設を求める意見がありましたが、実現には至らなかった。今回、ようやく「西宮市性の多様性に関する取組の方針」が作成され、その具体化として「西宮市パートナーシップ宣誓証明制度」の創設が提起されるとの報に接し、西宮市もようやく新たな一步を踏み出すものと受け止めている。</p> <p>こうした人権尊重の進展に対して、旧来の家族制度をよしとする方からの反対の声もあると思うが、すでに多くの自治体において先行実施されており、これに追いつき、さらに前進していただきたい。例えば、選択的夫婦別姓制度に対する支持表明も、この先の視野に入れていただくことを希望する。</p>	1	性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して、本方針に基づき、支援事業や啓発事業など施策に取り組んでまいります。	⑤
50	その他ご意見等	<p>この取組みに賛成します。</p> <p>啓発事業・支援事業について、支援の取組みの中で、「当事者への配慮の検討」を「当事者への配慮の検討と環境整備」として、一歩進んだ文言を追加できればよい。</p>	1	<p>「環境整備」も大変重要な事柄ですので、文言を追加いたします。</p> <p>変更前：「当事者への配慮の検討」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>変更後：「当事者への配慮を含む環境整備の検討・実施」</p>	②

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
51	その他ご意見等	賛成します。あらゆる多様性が尊重される西宮市であってほしいです。今後のさらなる取り組みの進展と、西宮市の発展に期待しています。	1	性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して、本方針に基づき、支援事業や啓発事業など施策に取り組んでまいります。	⑤
52	その他ご意見等	西宮市は生きにくい市である。常に監視の目を感じ自分を堂々と言い出せない。何かと文句を言われびっくりする。性は特に触れられたくない部分として、興味本位に語られることが多い。一人ひとりの心を大切にしていない市政が角から角まで行き届いている。人生を大切にし、若者が夢を持って西宮に生きて良かったと思える市政であると感じられない。地震があり、次々避難所から追い出された女性や子どもたちには離婚が待っていた。地域の仲間からの追い出しもあり、今も自衛隊へ高校生の名簿を出す市長に失望しかない。	1	ご意見ありがとうございました。	⑤

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
53	その他のご意見等	<p>コミュニティスペースを数ヶ月に一度運営していただきたい。コミュニティスペースの役割は、とても大きかった。個別の相談や電話相談ができる場所は以前に比べて増えました。しかし、当事者や、その家族や友人、関心のある人が、同じ場所で顔を合わせ、顔見知りになり、何気ない会話の中からスタッフに寄せられる相談は、コミュニティスペースがあったからこそ拾えた物も多くあったと思う。</p> <p>また職員がたまに顔を出してくださることで、行政の取り組みを身近に感じることができ、安心感に繋がっていた。職員の方にとっても当事者を身近に感じ、知識だけでは知りえない課題やニーズの高さをコミュニティスペースのアンケートや、スタッフから行政への報告を通して、知っていただく事ができた。ある職員の方が行政で働いていてこんなに感謝してもらえたのは初めてだ、とおっしゃっていたのが忘れられない。</p>	1	コミュニティスペースについて、実施に向けて検討してまいります。対象者や目的、経費等実施に向けて検討すべき事項が多岐に渡ることから、実施時期も含めて検討してまいります。	③

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
54	その他のご意見等	<p><b>LGBTQ</b> 担当部署だけでなく、縦割りでなく、横のつながりを大事にした施策をお願いしたい。<b>LGBTQ</b> の窓口でだけ安心して相談できるのでは、根本的な解決にはならない。障害、福祉、子育て、教育、どの窓口でカミングアウトしても安心して相談できる、無理解な対応を受けることがなく、安心して暮らす事ができる、それがゴールだと思う。</p> <p>その中で、<b>LGBTQ</b> の事だけで悩んでいる人は少ない。精神、身体障害や高齢者、ネグレクト、DV、外国ルーツ、その他のダブルマイノリティも相談できる環境を整備してほしい。4月の発表の際には手話通訳、音声情報などへの配慮もお願いしたい。</p>	1	<p>市全体として、各部署が連携して対応できるよう努めるとともに、性的マイノリティに関する知識等を研修してまいります。相談内容については多岐に渡ると予想されることから、一つの相談窓口で解決できない課題に関しては、他の支援窓口につながるなど連携に努めてまいります。</p> <p>また、方針発表については、市のホームページでも掲載いたしますので、音声読み上げや文字拡大機能をご活用ください。</p>	③
55	その他のご意見等	<p><b>SNS</b> の活用もぜひお願いしたい。匿名で情報交換ができるため、<b>LGBTQ</b> に関わる情報発信に <b>Twitter</b> を活用する人がほとんど。他の自治体でも <b>Twitter</b> を通じて発信し続けている。<b>SNS</b> を通じて施策を知ったという人もたくさんいるので、ぜひ専用のアカウントの設立をお願いしたい。</p>	1	<p><b>Twitter</b> 等による情報発信は非常に有効であることから、開設を検討してまいります。</p>	③

No.	素案の分類	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
56	その他のご意見	<p>このようなパブコメを西宮市に送れる日が来たことが信じられず、来年宣誓書の発行がスタートすることは夢のよう。当事者にスポットを当てすぎず、広く西宮市の人々が利用できるような施策を期待している。当事者といっても、最初自覚したときは、本当に自分は当事者なのだろうか？参加していいのか、利用していいのか、と悩みます。そのような人や、悩んでいる家族や友人、職場の人も救われるようなアプローチをしていただくと嬉しい。私は生まれ育ち西宮市で、ずっと西宮市のために、地元のために活動してきた。そんな私も活動を始めた当初は、地元西宮市で顔と名前を出して活動する勇気がでず、最初は神戸で活動をはじめた。その後たくさんの西宮市職員や先生にお会いし、母校でもたくさんのいい出会いがあり、今に至る。数年前転居しなければならず、西宮市を離れましたが、いつか必ず帰りたい街。また、私はバイセクシュアル X ジェンダーで、異性のパートナーがいますが、パートナーシップ制度、LGBTQ の施策は、私にとって、言葉に表せないほどとても大きなもの。私のような一件マジョリティに見えるマイノリティもいる。そのような人をふくめ、多くの人々が救われるよう、心から祈っている。この度は仕組みづくりに邁進して下さった職員ならびに関係者の皆様に心より感謝する。</p>	1	ご意見ありがとうございました。	⑤

### 3. 「西宮市 性の多様性に関する取組の方針（素案）」にかかる修正箇所対応表

① パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所一覧

No.	素案 ページ	意見No.	修正前	修正後（下線部分が変更箇所）
1	2	50	4.具体的な取組 (1) ③その他当事者への配慮の検討	4.具体的な取組 (1) ③ <u>その他当事者への配慮を含む環境整備の検討・実施</u>
2	3	13	3.用語の定義 (2) 性的マイノリティ 男女どちらにも恋愛感情を抱かない人	3.用語の定義 (2) 性的マイノリティ <u>恋愛感情や性的感情の一方またはその両方を抱かない人</u>
3	3	12	3.用語の定義 (2) 性的マイノリティ 自認する性別と身体的な性別が一致しない人（トランスジェンダー）	3.用語の定義 (2) 性的マイノリティ <u>出生時の性別とは異なる性別を生きる人もしくは生きたい人</u> (トランスジェンダー)
4	4	11	10.宣誓書受領証の返還 次の場合、交付を受けた宣誓書受領証を返還しなければならない。 (2) 宣誓者の一方が死亡したとき	10.宣誓書受領証の返還 次の場合、交付を受けた宣誓書受領証を返還しなければならない。 <u>ただし、(2) に該当する場で、宣誓者が引き続き当該受領証の保持を希望する場合は、市が死亡した日以降受領証の効力が生じないよう処理した上で、宣誓者は引き続き当該受領証を保持することができる。</u> (2) 宣誓者の一方が死亡したとき

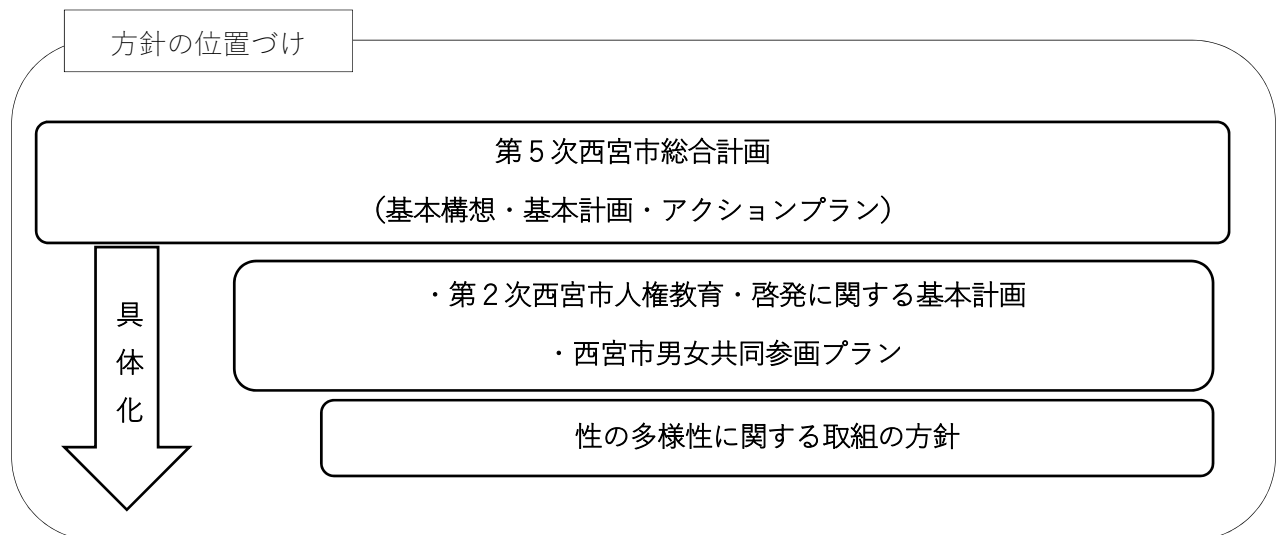
② パブリックコメントの意見以外で修正した箇所一覧

No.	素案 ページ	修正前	修正後	修正理由
1	3	恋愛・性愛の対象が同性に向かう人(レズビアン、ゲイ)	恋愛感情・性的感情の対象が同性に向かう人(レズビアン、ゲイ)	①パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所一覧 No.2 において、修正したため、文言を統一。

## 西宮市性の多様性に関する取組の方針（素案）

### 1 策定の趣旨

- 西宮市では、以下の計画に基づいて「性の多様性に関する取組の方針」を定め、取組を進めます。
  - 「第5次西宮市総合計画アクションプラン」（令和元（2019）～10（2028）年度）  
「全ての人の人権が尊重され、多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合うことができるまちを実現する」
  - 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画〈大切な視点②〉」  
一人ひとりが『多様性』を認め合う～みんなちがってあたりまえ～
  - 「西宮市男女共同参画プラン〈基本理念〉」  
誰もが性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、一人ひとりの力を活かすことができる社会の実現
- いまだにLGBTをはじめとする、いわゆる性的マイノリティ当事者は、職場や学校、地域等において様々な困難を抱える場合があります。また、差別や偏見も根強く残っており、誰にも相談できずに生きづらさを感じ、孤立している場合もあり、自殺したいと考えたことがある方の割合が高いことも指摘されています。
- こうした課題を解決していくために、性的マイノリティの方々の困難や生きづらさを解消するための支援や性の多様性に関する教育・啓発を行います。性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すため、取組の方針を策定します。



### 2 取組を検討・実施する体制

当事者、市民、企業、団体等と連携・協働しながら実施します。

本市の内部体制としては、西宮市男女共同参画推進委員会や西宮市男女共同参画推進会議など既存の推進体制を活用します。



### 3 取組の方向性と体系

以下のとおり、2本柱で検討・実施します。

- ・性的マイノリティ当事者に対する支援事業
- ・市民や企業等に対する人権教育・人権啓発事業

### 4 具体的な取組

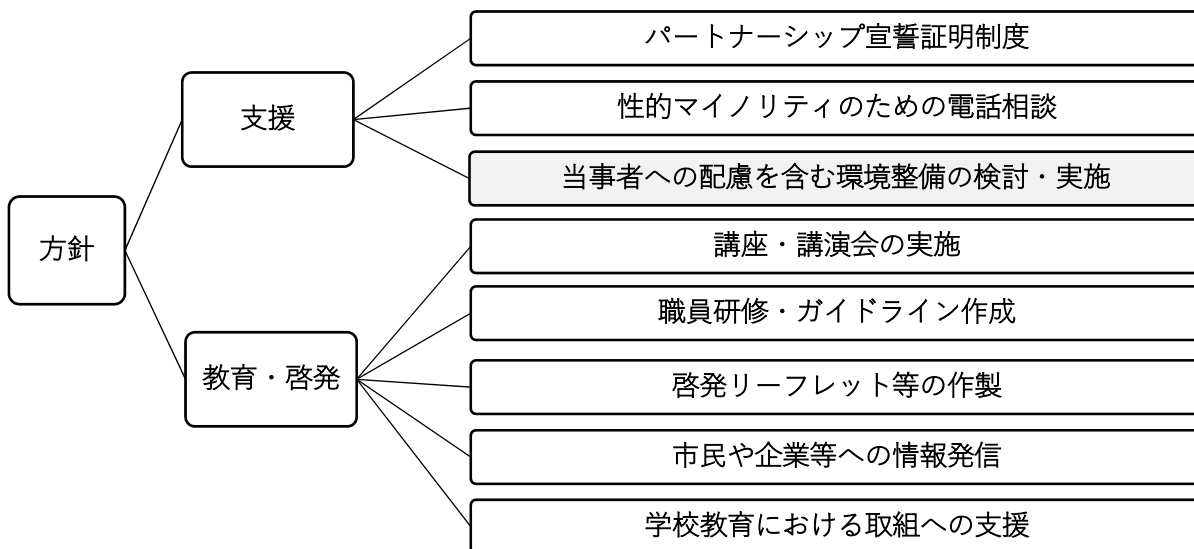
#### (1) 支援事業（令和3（2021）年度から順次実施）

- ①（仮称）西宮市パートナーシップ宣誓証明制度の導入
- ②性的マイノリティのための電話相談事業の実施
- ③その他当事者への配慮を含む環境整備の検討・実施

#### (2) 人権教育・人権啓発事業（順次実施）

- ①市職員向け研修の実施及びガイドラインの作成
- ②市職員、市民や企業、各種団体等に対し、性の多様性に関する講演会等を実施
- ③啓発リーフレットやグッズ等の作製・配布
- ④市民や企業、各種団体等への情報発信
- ⑤学校教育における取組への支援

※社会情勢等の変化を踏まえ、本方針に掲載されていない取組を実施する場合があります。



## (仮称)西宮市パートナーシップ宣誓証明制度(案)

### 1 趣旨

「西宮市性の多様性に関する取組の方針」に基づき、性的指向（好きになる性）及び性自認（自分が認識している性）に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、「(仮称)西宮市パートナーシップ宣誓証明制度」を創設します。

同制度の導入により、人生のパートナーとして共に生きていきたいという性的マイノリティ当事者の気持ちに寄り添い、受け止めるとともに、性的マイノリティ当事者の人権尊重、性の多様性の尊重及び社会的理解が促進されることを期待するものです。

### 2 制度の概要

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティ当事者に対して、宣誓書受領証を交付するもの。

### 3 用語の定義

#### (1) パートナーシップ

一方又は双方が性的マイノリティである2者間の関係であって、お互いに人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束したもの。

#### (2) 性的マイノリティ

LGBT\*や、恋愛感情や性的感情の一方またはその両方を抱かない人、自分自身の性を決められない・分からない人などの総称。

\*恋愛感情・性的感情の対象が同性に向かう人（レズビアン、ゲイ）や男女両方に向かう人（バイセクシュアル）、出生時の性別とは異なる性別を生きる人もしくは生きたい人（トランスジェンダー）。

### 4 開始予定時期

令和3（2021）年4月1日

### 5 宣誓者の要件

パートナーシップを形成しているもので次のいずれにも該当するもの

- (1) 双方が成年に達していること（令和4（2022）年4月1日以降は18歳以上とする。）
- (2) 一方又は双方が本市内に住所を有するか、本市内に転入を予定していること
- (3) 双方に配偶者がいないこと
- (4) 宣誓者以外の方と他の自治体等でパートナーシップ宣誓を行っていないこと
- (5) 宣誓者同士の関係が民法734条又は735条に規定する近親者でないこと  
（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く）

### 6 宣誓に必要な書類

- (1) パートナーシップ宣誓書兼確認書
- (2) 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- (3) 独身であることを証明できるもの（外国籍の場合は、婚姻要件具備証明書）
- (4) 本人確認書類の写し（運転免許証等）

## 7 宣誓の方法

パートナーシップ宣誓を行うお二人に揃ってお越しいただき、パートナーシップ宣誓書兼確認書に所定の事項をそれぞれ自署したものなど必要書類を市に提出する。

## 8 受付窓口

男女共同参画推進課

## 9 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証（カードタイプ）

## 10 宣誓書受領証の返還

次の場合、交付を受けた宣誓書受領証を返還しなければならない。ただし、(2)に該当する場合で、宣誓者が引き続き当該受領証の保持を希望する場合は、市が死亡した日以降受領証の効力が生じないように処理した上で、宣誓者は引き続き当該受領証を保持することができる。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 「5 宣誓者の要件」の(1)を除く要件のいずれかに該当しなくなったとき
- (4) パートナーシップ宣誓をした時点において、「5 宣誓者の要件」のいずれかに該当していなかったことが判明したとき

## 11 宣誓書受領証の提示で利用可能な行政サービス

- (1) 市営住宅の入居申込
- (2) 犯罪被害者等への支援（遺族支援金の支給等）
- (3) その他、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の規定に基づき実施している行政サービス・制度等については、今後可能な限り、パートナーシップ宣誓書受領書を有するカップルにも適用できるよう検討していく。

（ただし、パートナーシップ宣誓を行うことによって、従来適用されていた福祉医療などの行政サービスについて、パートナーの所得を合算して判定されることになり、適用されなくなる場合もある。）

## 12 証明により期待できる効果

市内事業者への波及効果（民間が提供するサービスの要件緩和等に繋がる）

## 13 その他

- (1) 本制度は要綱に基づくもので、婚姻とは異なるため、民法によって生じる効力は有しない。
- (2) 宣誓書受領証の発行による手数料はかからない。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担とする。
- (3) 宣誓書受領証には、通称名を記載することができる。